第３号様式（第１７条第１項関係）

**白井市犯罪被害者等見舞（支援）金支給申請書**

年　　月　　日

　(宛先)白井市長

（申請者）

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　㊞
（犯罪被害者との続柄：　　　　　　）

電　話

　白井市犯罪被害者等見舞（支援）金について、白井市犯罪被害者支援条例施行規則第１７条第１項の規定により申請します。

記

１　犯罪被害の状況

別添の「犯罪被害申告書」のとおり。

２　情報提供の同意

白井市犯罪被害者等見舞（支援）金の支給に必要な犯罪被害者等の個人情報について、白井市（白井市が指名する者を含む）が収集し、提供を受けることに同意します。

□はい　□いいえ

３　見舞（支援）金の返還

申請時点において、白井市犯罪被害者支援条例施行規則第３１条に規定する支給制限に該当せず、助成金の受給後に、同条の規定に該当することが判明した場合には、同規則第３３条の規定に基づき、受給した助成金について、速やかに返還します。

□はい　□いいえ

４　申請する見舞（支援）金の種類

|  |  |
| --- | --- |
| 見舞金 | □遺族見舞金　　□重傷病見舞金　　□性犯罪見舞金 |
| 支援金 | □遺族支援金　　□重傷病支援金 |

５　白井市における他の制度の支給要件の確認

白井市災害見舞金等支給規則に基づく災害弔慰金又は傷害見舞金の支給を受けることができます。

□はい　□いいえ

６　振込先（申請者名義の口座に限る）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 支店名 |  |
| 口座名義人 | 　　　　　　　　　　　　（フリガナ：　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 預金種別 | 普通　・　当座 | 口座番号 |  |
| 職員処理欄 |  |

７　第１順位遺族となる者の確認（遺族見舞（支援）金に該当する場合）

被害者の死亡の時において、親族の状況は次のとおりであり、第１順位遺族となることを確認しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 配偶者の有無 | □あり　　□なし |
| 被害者が生計を維持していた親族 | □子　　□養父母　　□実父母　　□孫　　□祖父母　　□兄弟姉妹□なし |
| 被害者の生計を維持していた親族 | □子　　□養父母　　□実父母　　□孫　　□祖父母　　□兄弟姉妹□なし |
| その他親族 | □子　　□養父母　　□実父母　　□孫　　□祖父母　　□兄弟姉妹 |
| 第１順位遺族氏名 | □申請者のみ　　□複数人該当（　　　　　　　　　　　　　　　） |

８　負傷の状態（重傷病見舞（支援）金に該当する場合）

|  |  |
| --- | --- |
| 治療を要する期間 | 被害が発生した日から　　　　年　　　月　　　日まで（　　　日間） |
| 労務に服せない期間 | 被害が発生した日から　　　　年　　　月　　　日まで（　　　日間） |
| 具体的な状態 |  |

添付書類

共通

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 犯罪被害申告書 |
| □ | その他、市長が必要と認める書類（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

遺族見舞（支援）金

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し |
| □ | 申請者の氏名及び生年月日並びに犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書 |
| □ | **申請者が犯罪被害者の配偶者で、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者である場合** |
| 犯罪被害者の死亡の時において、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった事実を認めることができる書類 |
| □ | **申請者が犯罪被害者の配偶者以外で、犯罪被害者が生活を維持していた遺族である場合** |
| 犯罪被害者の死亡の時において、犯罪被害者が生計を維持していた事実を認めることができる書類 |
| □ | **申請者が犯罪被害者の配偶者以外で、犯罪被害者の生計を維持していた遺族である場合** |
| 犯罪被害者の死亡の時において、犯罪被害者の生計を維持していた事実を認めることができる書類 |
| □ | **第１順位遺族が２人以上いる場合** |
| 白井市犯罪被害者等遺族見舞（支援）金受給代表者申出書 |

重傷病見舞（支援）金

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 医師の診断書（受傷日、治療期間、入院日数、労務に服することのできない期間及び病名が明記されたもの） |